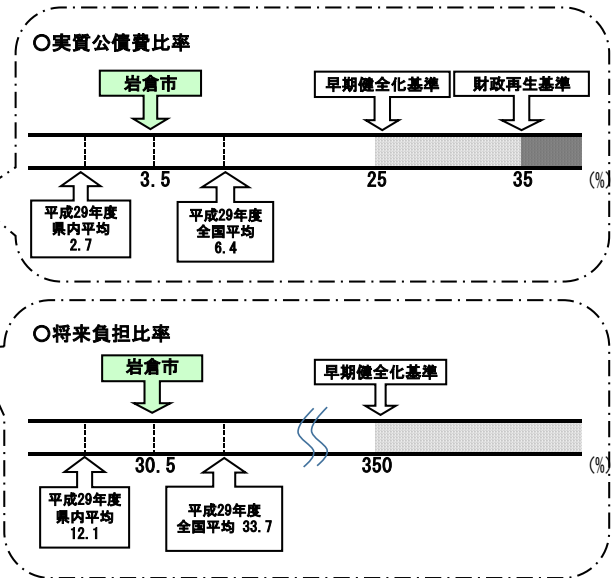


**市の財政は健全に運営されています**

**●健全化判断比率**

平成29年度決算に基づく地方公共団体の財政状況を判断するための指標と、公営企業ごとに経営状況を判断する指標をお知らせします。どの指標も一般的に数値が低いほど健全度が高いとされています。

指標	岩倉市	早期健全化基準 (注2)	財政再生基準 (注3)
<b>実質赤字比率</b> 一般会計等（本市の場合、一般会計と土地取得特別会計）の実質収支額の合計が赤字となった場合、標準財政規模（注1）に対する赤字額の割合。	赤字なし	13.50%	20.00%
<b>連結実質赤字比率</b> 一般会計、特別会計の実質収支額、公営企業会計の資金剰余（不足）額の合計が赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字額の割合。	赤字なし	18.50%	30.00%
<b>実質公債費比率</b> 一般会計等の元利償還金に加え、上水道事業や公共下水道事業、一部事務組合（本市の場合、小牧岩倉衛生組合と愛北広域事務組合）の公債費のうち一般会計が負担すべきものである準元利償還金の合計の標準財政規模に対する割合の3か年平均値。	3.5% (平成28年度 決算： 4.0%)	25.0%	35.0%
<b>将来負担比率</b> 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（一般会計等の地方債残高の他、上水道事業や公共下水道事業、一部事務組合の地方債残高のうち一般会計等の実質的な負担額等を含む。）の標準財政規模に対する割合。	30.5% (平成28年度 決算： 44.0%)	350.0%	
<b>資金不足比率</b> 公営企業（本市の場合、上水道事業会計と公共下水道事業特別会計）ごとの資金不足額の事業規模（事業収入）に対する割合。	資金不足なし	20.0% 経営健全化基準 (注4)	



**【用語解説】**

- (注1) 標準財政規模…地方公共団体の財政規模を比較するための数値として、地方税や地方交付税などの経常的に収入されている一般財源の額を全国統一的な算式により算出したものです。つまり、用途が特定されない財源である一般財源の大きさであり、基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となる数値です。
- (注2) 早期健全化基準…4つの健全化判断比率のいずれかがこの基準値以上の場合、財政健全化計画を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化に取り組むことが法律で定められています。
- (注3) 財政再生基準…健全化判断比率のうち将来負担比率を除くいずれかがこの基準値以上の場合、財政再生計画の策定が義務付けられ、国の関与のもと財政の再生に取り組むことが法律で定められています。
- (注4) 経営健全化基準…資金不足比率がこの基準値以上の場合、経営健全化計画を策定し、自主的かつ計画的に経営の健全化に取り組むことが法律で定められています。